

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	36,508,175
(前年からの繰越額)	34,240,927
(本年の収入額)	2,267,248
支 出 総 額	514,233
翌 年 へ の 繰 越 額	35,993,942

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数	0

(2) 寄 附	
ア 寄附(イを除く。)の区分	
(ア) 個人からの寄附	2,266,958
(うち特定寄附)	0
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0
(ウ) 政治団体からの寄附	0
小計(ア)+(イ)+(ウ)	2,266,958
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0
イ 政党匿名寄附	0
合計(ア+イ)	2,266,958

(その6)

(6) その他の収入

摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の	290	
合 計	290	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
岡谷 直明	20,000	R5. 1. 11	北海道函館市大縄町2番3号 Y' Sヴィラ大縄404号	弁護士		
工藤 保則	30,000	R5. 1. 18	京都府京都市上京区南門前町420-1 サーパス堀川今出川901	大学教員		
山田 貞吉	50,000	R5. 1. 18	香川県高松市屋島西町780-1	無職		
大西 洋	100,000	R5. 1. 25	兵庫県神戸市東灘区御影2-26-12-203	大学教授		
津田 礼子	20,000	R5. 2. 7	長崎県長崎市錦2丁目22番12号	無職		
土井 一枝	5,000	R5. 2. 10	広島県広島市中区光南3-8-7	無職		
江原 美智子	50,000	R5. 2. 12	千葉県柏市つくしが丘2-3-5	医療機関職員		
荒井 敦	20,000	R5. 3. 4	東京都世田谷区上野毛2-22-25-206	医療法人 理事		
荒井 敦	5,000	R5. 4. 28	東京都世田谷区上野毛2-22-25-206	医療法人 理事		
塩田 耕二	30,000	R5. 3. 16	北海道札幌市清田区真栄五条4-3-5	無職		
高橋 邦年	5,000	R5. 4. 5	神奈川県横浜市戸塚区舞岡町3414-501	無職		
中野 普藏	1,000	R5. 4. 27	兵庫県姫路市城見台3-1111-81	会社員		
斉藤 俊一	10,000	R5. 5. 27	神奈川県相模原市中央区田名3832-10	無職		
西原 敏光	30,000	R5. 6. 5	香川県高松市上福岡町974-8	会社役員		
水澤 聖子	10,000	R5. 6. 14	香川県高松市屋島中町168-55	自営業		
この頁の小計	386,000					
その他の寄附	0					
合計						

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分	個人からの寄附		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
大石 啓一郎	30,000	R5. 6. 19	千葉県千葉市稲毛区稲毛東6-21-19 グレイス稲毛208	無職		
榛葉 隆文	10,000	R5. 7. 6	神奈川県藤沢市本鵠沼3-15-14-4	医師		
小山 敏則	20,000	R5. 9. 1	香川県高松市松縄町1101-23	会社員		
橋本 博之	10,000	R5. 9. 4	香川県小豆郡土庄町甲44-1	行政書士		
春山 九州男	50,000	R5. 9. 4	福岡県福岡市中央区大名2-10-23	弁護士		
菅原 昭人	5,000	R5. 9. 16	栃木県宇都宮市本丸町11-7-101	鍼灸マッサージ師		
海老原 弘	30,000	R5. 10. 4	東京都練馬区関町南4-19-6-601	会社顧問		
関 れいし	300,000	R5. 10. 4	東京都国立市東3-13-34	医師		
太田 とよ	50,000	R5. 10. 11	三重県津市雲出伊倉津町840	会社役員		
黒田 清彦	20,000	R5. 10. 18	愛知県豊橋市つつじが丘1-5-5 ライオンズマンション向山301号	大学職員		
中村 良弘	100,000	R5. 11. 1	香川県小豆郡土庄町小部乙780-2	会社経営者		
松崎 光成	23,958	R5. 11. 11	香川県高松市宮脇町1-16-20 プレステージ宮脇201号	自営業		
津久井 精一	50,000	R5. 12. 13	北海道中川郡豊頃町礼作別308	自営業		
飯塚 敏裕	50,000	R5. 12. 15	東京都港区海岸3-7-8-203	会社役員		
島田 浩樹	30,000	R5. 12. 18	東京都豊島区巣鴨4-14-15 エスティメゾン巣鴨104	弁護士		
この頁の小計	778,958					
その他の寄附	0					
合 計						

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
本馬 貞夫	50,000	R5.12.20	長崎県長崎市城山台1-9-12	公務員		
東本 淳	10,000	R5.12.27	神奈川県横浜市港北区篠原町3113-12 カトウパレス206号	会社員		
川合 順子	30,000	R5.12.31	東京都文京区本駒込2-10-15	弁護士		
大庭 隆志	30,000	R5.7.5	沖縄県沖縄市美原2-24-16	公務員		
大庭 隆志	30,000	R5.12.25	沖縄県沖縄市美原2-24-16	公務員		
兼光 弘幸	240,000	R5.12.25	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士		
この頁の小計	390,000					
その他の寄附	712,000					
合計	2,266,958					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額 (単位：円)	備考
1 経常経費	0	
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	19,482	
(4) 事 務 所 費		
小 計	19,482	
2 政治活動費		
(1) 組 織 活 動 費	494,751	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティ開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	494,751	
合 計	514,233	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）	
支出の目的	金 額 (単位：円)	年月日	支出を受けた者の 氏名（団体にあつて は、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあつては、主 たる事務所の所在地）	備 考
ガソリン代	10,140	R5. 5. 6	ENEOS 田中燃料株式会社	東京都港区六本木3丁目3-11	
この頁の小計	10,140				
その他の支出	9,342				
合 計	19,482				

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費 (旅費交通費)	
支出の目的	金額 (単位:円)	年月日	支出を受けた者の 氏名 (団体にあつて は、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	250,395				
合計	250,395				

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費(交際費)	
支出の目的	金額 (単位:)	年月日	支出を受けた者の にあって 氏名(団体 は、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備考
会合費	17,100	R5. 2. 9	VIRGO	東京都中央区銀座5-6-13 西五番街ビルB1	
会合費	24,150	R5. 3. 2	銀座イタリアンファビズ	東京都中央区銀座8-8-8 GINZA888ビルB1	
会合費	35,000	R5. 2. 28	ネオ マエストロ	東京都中央区銀座7-10-12 第二柳屋ビルB1F	
会合費	19,041	R5. 4. 19	iitoco	東京都杉並区西荻南2-27-8 蓮見ビルB棟	
会合費	27,500	R5. 6. 1	お肉に始まり、お肉に終わる	東京都港区赤坂3-21-10 赤坂青明会館4階	
会合費	30,600	R5. 10. 31	銀座イタリアンファビズ	東京都中央区銀座8-8-8 GINZA888ビルB1	
会合費	22,260	R5. 11. 20	鮎処 西鶴北一条店	北海道札幌市中央区北一条西3-3-27 北1条駅前通ビル2F	
会合費	23,705	R5. 11. 29	つきじ喜代村 すしざんまい 新橋SL広場前店	東京都港区新橋2-9-4 新橋乾杯ビル1F	
会合費	35,000	R5. 12. 7	Neo Maestro	東京都中央区銀座7-10-12 第二柳屋ビルB1F	
この頁の小計	234,356				
その他の支出	10,000				
合計	244,356				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

12月31日において有する資産等(土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金(普通預金及び当座預金を除く。(その18)において同じ。))又は貯金(普通貯金を除く。(その18)において同じ。)、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。(その18)において同じ。)については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領 収 書 等 の 写 し
- 2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 23 日

政治団体の名称

淳正会

会計責任者の氏名

小川 明子

代表者の氏名
(解散の場合のみ)


- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置(例えば記名押印)を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 解散の場合のみ、代表者も記名押印又は署名をすること。
- 3 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあっては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体(当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。)にあっては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあっては、領収書等の写しを提出すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込み明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

政治資金監査報告書

令和6年1月20日

淳正会
代表 小川 淳也 殿

登録政治資金監査人

木羽幸博 

登録番号 第 334 号

研修了年月日 平成21年1月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、淳正会の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、淳正会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳

簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等の支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

淳正会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、淳正会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上